

第 24 回石岡市農業委員会総会会議録

- 1 開催年月日 令和 8 年 6 月 10 日（水）
- 2 開催場所 石岡市八郷総合支所 1 階 会議室
- 3 出席委員
- | | | | | | |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 水 谷 政 利 | 2 番 | 小 野 もと子 | 3 番 | 石 崎 吉 男 |
| 4 番 | 廣 瀬 栄 | 5 番 | 山 崎 美栄子 | 6 番 | 飯 村 伸 一 |
| 7 番 | 三 輪 正 | 8 番 | 高 橋 浩 | 9 番 | 萩 原 重 信 |
| 10 番 | 高 野 濟 | 11 番 | 山 口 和 明 | 13 番 | 本 岡 孝 |
| 14 番 | 小 松 與 平 | | | | |
- 4 欠席委員 12 番 栗 原 茂
- 5 事務局 事務局長 萩 沼 宏 樹 課 長 大和田 誠
係 長 山 本 茂 輝
- 6 審議議案
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
- 議案第 4 号 非農地証明願の意見の決定について
- 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
- 報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出について
- 報告第 3 号 転用事実証明の専決処理について
- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 7 会議の顛末

開 会 午後 2 時 46 分

議長）只今より、第 24 回石岡市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は 13 名ですので、石岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定を満たしておりますので、総会は成立いたします。次に、会議

録署名委員の指名ですが、会議規則第14条第2項の規定により、会議録署名委員には、9番萩原委員、10番高野委員の2名をお願いします。また、今回の現地調査担当委員は、1班、廣瀬委員、山崎委員、高野委員、大関推進委員、2班、小野委員、三輪委員、山口委員であることを報告いたします。審議に入る前に申し上げます。農業委員会等に関する法律第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について議事に参与することができませんので、審議の際は退席をお願いいたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可を取り消すことに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、議案第1号の1番については、願出のとおり、許可を取り消すことに決定いたします。

議長) 議案第2号、農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題といたします。なお、本議案において、農地の贈与については、現地調査を省略しており、委員の報告はありませんので、ご承知おき願います。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局) 事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号1番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約195アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、柿を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、1番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1番については、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号2番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、使用貸借権の設定後も引き続き、ジャガイモを作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、2番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号3番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、3番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号4番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名で農作業の経験がある兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転

後は、栗を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、4番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、許可することに決定いたします。続いて、5番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号5番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、5番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。5番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番については、許可することに決定いたします。続いて、6番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第2号6番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、家庭菜園として野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、6番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、6 番については、許可することに決定いたします。続いて、7 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。7 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7 番については、許可することに決定いたします。続いて、8 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。8 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8 番については、許可することに決定いたします。続いて、9 番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 2 号 10 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 2 名で約 218 アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、栗を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、10 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、10 番については、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 11 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 4 名で約 218 アールを経営している兼業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、11 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、11 番については、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第 2 号 12 番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者 1 名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、蕎麦を作付けする計画となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、12 番については、許可してもさしつかえないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、12 番については、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号13番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者2名で約200アールを経営している農地所有適格法人です。申請地を確認したところ、耕作を行っており、所有権移転後も引き続き、水稻及び野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、13番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 小野委員の報告が終わりました。審議願います。13番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、13番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、13番については、許可することに決定いたします。続いて、14番は、現地調査を省略している案件です。審議願います。14番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、14番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、14番については、許可することに決定いたします。続いて、15番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号15番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者1名の新規就農者です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、栗及び柿を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、15番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 高野委員の報告が終わりました。審議願います。15番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、15番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、15番については、許可することに決定いたします。続いて、16番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第2号16番について現地調査の結果をご報告いたします。譲り受け人は、農業従事者で約143アールを経営している専業農家です。申請地を確認したところ、耕作を行っておりませんが、所有権移転後は、野菜を作付けする計画となっております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、16番については、許可してもさしつかえないと思われますが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 山崎委員の報告が終わりました。審議願います。16番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、16番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、16番については、許可することに決定いたします。只今の、議案第2号の16件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明を願います。

事務局)

事務局説明

議長) 議案の説明が終わりました。1番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員) 議案第3号1番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落、山林、高低差で分断された小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、市内の実家にて生活しておりますが、世帯を独立したいため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって1番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長) 廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。1番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長) 無いようですので、1番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長) 賛成多数と認め、1番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、2番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号2番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、雑種地、高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設用地を検討していたところ、譲渡人より売却の申し出があり、日照条件も良いため、太陽光発電施設を設置したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって2番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）廣瀬委員の報告が終わりました。審議願います。2番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、2番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、2番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、3番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号3番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、鉄道、集落などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電施設の適地を探していたところ、本申請地は必要最小限の面積と日照が確保できるため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手續に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって3番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。3番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、3番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、3番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、4番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号4番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電の敷地として条件を満たしており、今後、耕作予定もないため、本申請地を転用したく、申請に及んだもの

です。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって4番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。4番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、4番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、4番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。次に、5番については、6番と関連がございますので、一括審議といたします。それでは、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号5番及び6番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、国道、山林、宅地などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、自然エネルギーによる発電事業を営んでおりますが、本申請地は、立地等の条件を満たしているため、太陽光発電施設に転用したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって5番及び6番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。5番及び6番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、5番及び6番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、5番及び6番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、7番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号7番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、雑種地と宅地で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照条件が良好な本申請地に、太陽光発電施設を設置し、効率的な発電事業を行うため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了し

ております。よって7番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。7番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、7番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、7番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、8番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号8番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、鉄道と集落で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照条件が良好な本申請地に、太陽光発電施設を設置し、効率的な発電事業を行うため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって8番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）三輪委員の報告が終わりました。審議願います。8番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、8番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、8番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、9番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第3号9番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林、宅地、雑種地で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第2種農地と判断しました。申請人は、日照条件が良好な本申請地に、太陽光発電施設を設置し、効率的な発電事業を行うため、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって9番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）高野委員の報告が終わりました。審議願います。9 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、9 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、9 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、10 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 10 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、耕作予定のない本申請地を有効利用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 10 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。10 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、10 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、10 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、11 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 11 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と高低差で分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、環境保全に寄与するため、耕作予定のない本申請地に太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用をするべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 11 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。11 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、11 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、11 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、12 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 12 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、山林と集落などで分断された、小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、太陽光発電事業を行い、休耕中の本申請地を有効活用するべく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。なお、市の太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例には、該当しておりますが、事前協議を終了しております。よって 12 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。12 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、12 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、12 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、13 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 13 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、市内の実家に居住しておりますが、子供の成長に伴い手狭なため、自己住宅を建築したく、申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。汚水・雑排水は公共下水道に放流します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 13 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）小野委員の報告が終わりました。審議願います。13 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、13 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、13 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。続いて、14 番について、担当委員より現地調査の結果を報告願います。

委員）議案第 3 号 14 番について、現地調査の結果をご報告いたします。申請地は、集落内に介在する小集団の農地であるため、農地区分は第 2 種農地と判断しました。申請人は、市外で飲食業を営んでおり、今般、店舗移転のため、建物、敷地の購入を予定しておりますが、来客用の駐車スペースが狭いため、隣接する本申請地を駐車場、テラスに転用したく申請に及んだものです。雨水は、敷地内浸透処理します。転用することによって、周辺に及ぼす影響はないものと判断いたしました。よって 14 番については、許可しても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山崎委員の報告が終わりました。審議願います。14 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、14 番について、許可することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、14 番については、申請のとおり、許可することに決定いたします。只今の、議案第 3 号の 14 件の申請については、すべて許可するものと決定いたしました。次に、議案第 4 号、非農地証明願の意見の決定についてを議題といたします。事務局より、議案の説明を願います。

事務局）事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。1 番について、現地調査の結果を担当委員より報告願います。

委員）議案第 4 号 1 番について現地調査の結果をご報告いたします。申請地を現地調査した結果、宅地として使用され、20 年経過し、かつ違反転用に対して是正指導等した記録は確認できませんでした。よって、1 番については非農地としても差し支えないと思われませんが、委員皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議長）山口委員の報告が終わりました。審議願います。1 番について、意見・質問のある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、1 番について、非農地として証明することに賛成の方の挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、1 番については、非農地として証明することに決定いたします。次に、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題といたします。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局）

事務局説明

議長）議案の説明が終わりました。審議願います。議案第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による、農用地利用集積等促進計画の意見聴取については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

《 挙手多数 》

議長）賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。次に、報告第 1 号から第 5 号についてですが、内容は議案書 11 ページから 20 ページまでに記載のとおりです。報告案件ですので、ご覧おき願います。報告第 1 号から報告第 5 号について、意見・質問がある方は挙手を願います。

《 挙手なし 》

議長）無いようですので、報告第 1 号から報告第 5 号について終了いたします。以上で本日付議されました議案および報告については、すべて終了いたしました。これをもちまして、第 24 回石岡市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 28 分 閉 会

ここに会議の顛末を記録し署名する。

令和 8 年 6 月 10 日

議事録署名人

議 長

9 番

10 番